

<月次報告様式（新様式 平成29年7月～）>

3年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R4. 1. 19	R4. 2. 2	IR・カジノに関する公文書。 ① 東京都が1999年度から2011年度にかけて調査・検討したIR・カジノに関するプランや構想、報告書と資料すべて。産労局の都観光産業振興プラン（01年）、都市観光資源調査報告書、カジノセキュリティに関する調査報告書。					1											当該公文書は、2002～2003年度都市型観光資源調査報告書を除き、廃棄済であり、現在は存在しないため。	産業労働局観光部企画課
2	R4. 1. 19	R4. 2. 2	IR・カジノに関する公文書。 ① 東京都が1999年度から2011年度にかけて調査・検討したIR・カジノに関するプランや構想、報告書と資料すべて。産労局の都観光産業振興プラン（01年）、都市観光資源調査報告書、カジノセキュリティに関する調査報告書。																請求内容の都市観光資源調査報告書について、2002～2003年度分においては都立中央図書館で閲覧可能であるため、東京都情報公開条例第18条第2項に基づき、請求を却下する。	産業労働局観光部企画課
3	R3. 12. 8	R4. 2. 8	（1）2産労商創第2187号 令和2年度行政課題解決型スタートアップ支援事業における「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する事前調査の結果について （2）2産労商創第2291号 令和2年度行政課題解決型スタートアップ支援事業における「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する訪問調査の結果について		1															産業労働局商工部創業支援課
4	R3. 12. 8	R4. 2. 8	2産労商創第2316号 令和2年度行政課題解決型スタートアップ支援事業における「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する本審査の結果について (通知)			1					1	1	1		1				・個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。（第2号） ・法人に関する情報であり、評価した点数の詳細がわかることにより、当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があるため。 ・認定審査の結果は、その後の契約締結の有無によってその可否が公となるが、審査基準を明らかにすると、第三者が、都が申請者に対し下した評価を公となった情報と照らし合わせて具体的に推測することができ、当該事業者の競争上の地位又は社会的な地位が損なわれるため。（第3号） ・偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（第4号） ・都が策定した審査基準を公にすると、評価方法が推測され、当該事業の公正性及び競争性の確保に支障をきたすおそれがあるため。 ・本情報を開示すると、今後、同種の事業において率直な評価や採点ができなくなり協力を得られなくなるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障をきたすため。 ・申請書類は、事業者の都への信頼を前提にその内容が記載されているところ、これを公にすることで事業者との信頼関係が損なわれ、今後の事業に支障をきたすおそれがあるため。（第6号）	産業労働局観光部企画課
5	R3. 12. 8	R4. 2. 8	令和3年度新宿エリアのデジタル観光マップを活用した観光行動データ調査業務委託について			1									1				契約事務に関する情報であり、公にすることにより契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第6号）	産業労働局観光部企画課

